「あおぞらレター」は、実務に活かせる情報をお届けします
あおぞら Letter
Vol.55
2026.10.27
担当：畑

国民年金保険料の保険料免除について



今回のあおぞらレターでは、2026 年 10 月より新設された**国民年金の育児期間の保険料免除制度**について、2019 年より施行の産前産後期間の保険料免除制度と併せてご案内致します。

産前産後期間の免除制度

子を出産する国民年金第 1 号被保険者は、出産予定日又は出産日（※）の前月から **4 ヶ月間**（多胎妊娠の場合は、出産予定日の 3 ヶ月前から 6 ヶ月間）**国民年金保険料が免除**されます。
（※出産後に保険料免除の届出をした場合は出産日を基準に保険料が免除されます。）

対象	妊娠 85 日（4 ヶ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産を含みます。）
届出	出産予定日の 6 ヶ月前から届出ができます。各納付月の 2 年以内であれば、出産後の届出はいつでも可能です。

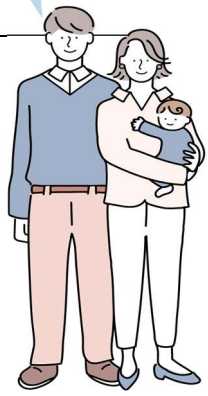
育児期間の免除制度（2026 年 10 月 1 日新設）

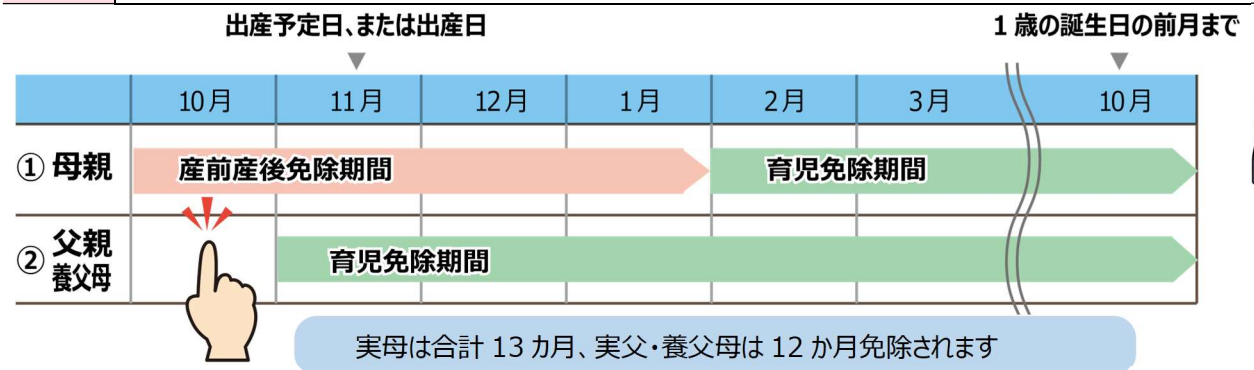
子を育てている国民年金第 1 号被保険者の実父母・養父母は、それぞれ、以下の期間に係る国民年金保険料の納付が免除されます。

①**実母**は、出産予定日（出産日）の月から 3 ヶ月を経過した日の属する月から **9 か月**
②**実父又は養父母**は、養育することになった日の属する月からその子の **1 歳の誕生日月の前月までの 12 か月**

対象	・2026 年 10 月以降、1 歳になるまでの子を養育する（※）国民年金第 1 号被保険者の実父母・養父母が対象 ・所得制限なし （※）子を養育する要件として次の全てを満たしている必要があります。 （1）子と親子関係が継続していること （2）子と同じ住所であること（住民票上の住所が同一であること） **第 1 号被保険者であれば夫婦ともに育児免除制度の対象となります。**
届出	・育児免除の要件を満たした日以降、速やかに届出(各納付月から 2 年以内) ・産前産後免除と併せて届出することも可能 ※産前産後免除該当者(実母)の場合、産前産後免除期間後、引き続き子を養育していることがマイナンバー等の紐づけにより日本年金機構において確認できる場合は届出不要です。

社会保険の保険料免除は育児休業の取得が要件ですが、**国民年金**保険料免除は育児休業せず働いて所得があっても免除になります !!





実母は合計 13 カ月、実父・養父母は 12 か月免除されます

産前産後期間・育児の共通 POINT



- すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されていても届出が可能です。
- 産前産後期間・育児免除制度により納付が免除された期間は保険料を納付したものみなして基礎年金の受給額に反映されます。
- 免除期間中も付加保険料（月額 400 円）の納付ができます。
- 任意加入被保険者は対象外です。

★参考☆：国民健康保険料は、出産する本人が国保加入者であれば、出産予定月の前月から 4 か月間（多胎は 6 か月）、本人分の「所得割・均等割」が軽減（実質免除）されます。なお、育児期間の免除はありません。

詳細やご不明な点は弊所までお問い合わせください。社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング TEL：03-3526-4277